

# 長野県過疎地域持続的発展計画

令和3年11月

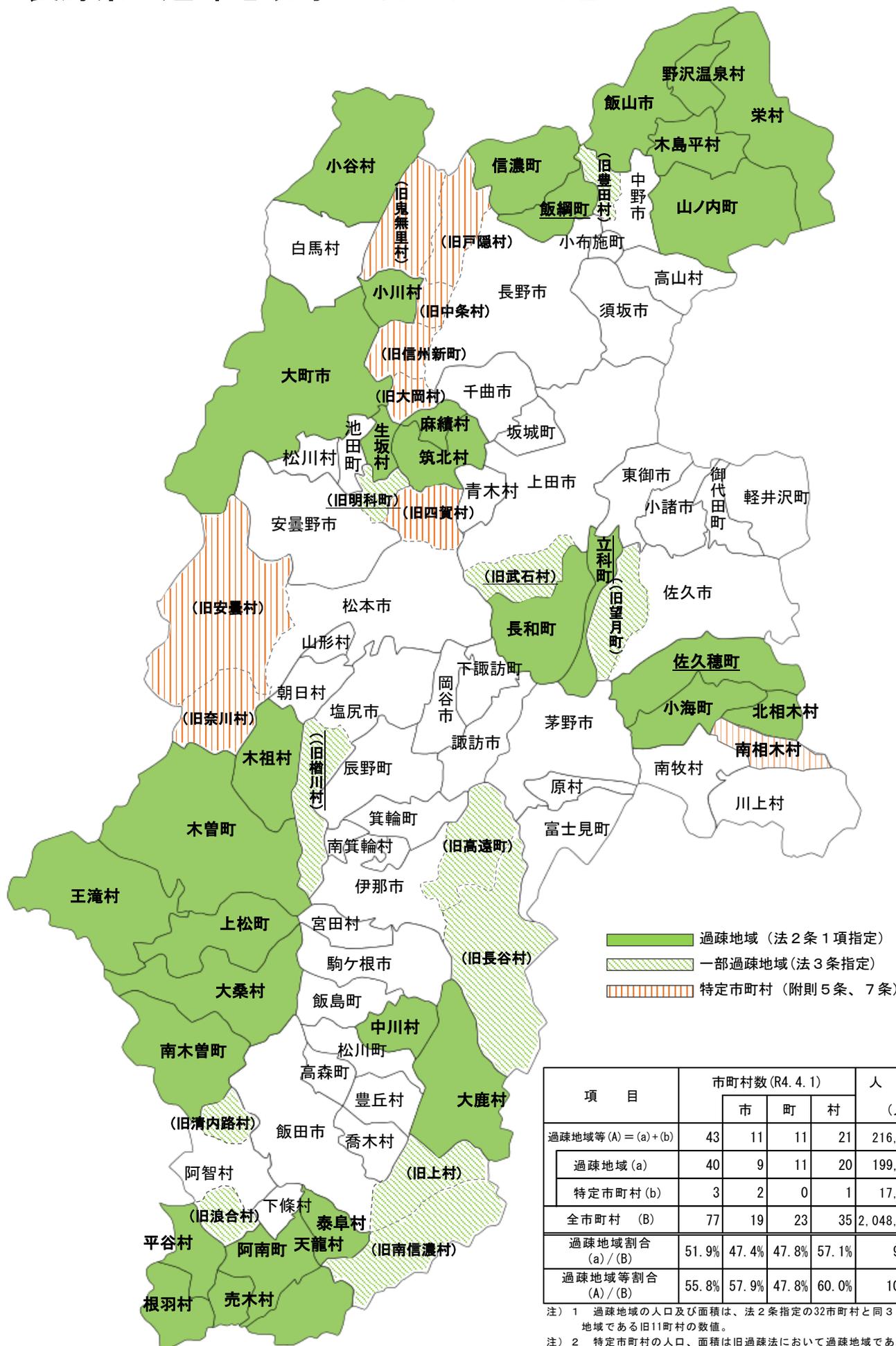
(令和5年3月改定)

(令和8年3月改定)

(令和8年度～令和12年度)

長野県

# 長野県の過疎地域等 <令和4年4月1日現在>



項目	市町村数 (R4. 4. 1)			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	
	市	町	村			
過疎地域等 (A) = (a) + (b)	43	11	11	21	216,692	7,573.7
過疎地域 (a)	40	9	11	20	199,292	6,480.7
特定市町村 (b)	3	2	0	1	17,400	1,093.1
全市町村 (B)	77	19	23	35	2,048,011	13,561.6
過疎地域割合 (a) / (B)	51.9%	47.4%	47.8%	57.1%	9.7%	47.8%
過疎地域等割合 (A) / (B)	55.8%	57.9%	47.8%	60.0%	10.6%	55.8%

注) 1 過疎地域の人口及び面積は、法2条指定の32市町村と同3条指定の一部過疎地域である旧11町村の数値。

注) 2 特定市町村の人口、面積は旧過疎法において過疎地域であった区域の数値。

注) 3 人口・面積はR2国勢調査の結果による。

# 目 次

## 第1 基本的な事項

1	策定の趣旨	1
2	対象地域	1
3	計画期間	1
4	過疎地域持続的発展の基本的な方向	1
5	基本目標	2
6	計画の達成状況の評価に関する事項	2
7	計画の推進に当たって	2

## 第2 実施すべき施策に関する事項

1	移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成	3
2	産業・観光の振興	5
3	地域における情報化（デジタル社会の推進）	12
4	交通施設の整備、交通手段の確保	15
5	生活環境の整備	18
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進	21
7	医療の確保	24
8	教育の振興	26
9	集落の整備	29
10	地域文化の振興等	31
11	再生可能エネルギーの利用の推進	32
12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	33

# 第 1 基本的な事項

## 1 策定の趣旨

長野県過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 9 条及び長野県過疎地域持続的発展方針に基づき、県が過疎地域の市町村と協力して実施する又は支援する事業について策定するものです。

## 2 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎市町村 40 市町村に、同法附則第 5 条及び第 7 条の規定による特定市町村 3 市村を加えた計 43 市町村（以下「過疎市町村等」という。）を、本計画における対象地域とします。

## 3 計画期間

令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間

## 4 過疎地域持続的発展の基本的な方向

過疎対策の推進に当たって、踏まえるべき共通の視点と目指すべき方向として、次の 2 点を市町村をはじめとする各関係者と共有しながら取り組みます。

### 創造的で豊かな生き方が実現できる地域づくり

- 社会の寛容性を高めることで、一人ひとりが自己実現を図り、しあわせを実感できる「ゆたかな社会」を目指します。
- 地域に今ある価値（原風景・町並み、伝統・文化等）を再認識し、高め、発信することで、都市住民が憧れを抱く地域をつくります。
- 人口減少という社会構造の変革を好機と捉え、学びと自治の力を発揮し、新しい生き方や暮らし方、価値を創造できる最先端の地域へと価値観の転換を図ります。

### 確かな暮らしが営まれる地域づくり

- 分散から集住への転換や社会インフラの最適化についての幅広い議論を進め、安心・便利で持続可能な生活圏の形成を目指します。
- ライフスタイルの多様化などの社会の変化を見据え、移住・二地域居住等の推進、つながり人口の創出により、地域活動と地域の産業を支える人材を確保・育成します。
- DXの推進により、必要な生活・行政サービスを享受できる環境を整備します。
- 地域にある資源を活かし、過疎地域から脱炭素（ゼロカーボン）社会を実現します。

## 5 基本目標

過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域活力の更なる向上の実現に向け、過疎地域の要件である人口及び財政力に関する目標を設定し、施策を展開していきます。

指標名	目標	備考
人口減少率 (長野県調査)	R7年からR12年の減少率：△3.0%	R7年からR12年の人口減少率
若年者比率 (長野県調査)	R12年：現状の水準以上 (R7年：12.3%)	人口に占める15～29歳の比率
財政力指数の平均 (長野県調査)	R12年度：現状の水準以上 (R6年度：0.300)	基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値 (過去3か年平均)

※ 各指標の数値は、原則として2の対象地域で示した県内過疎市町村等に係る数値 (以下同じ)。

## 6 計画の達成状況の評価に関する事項

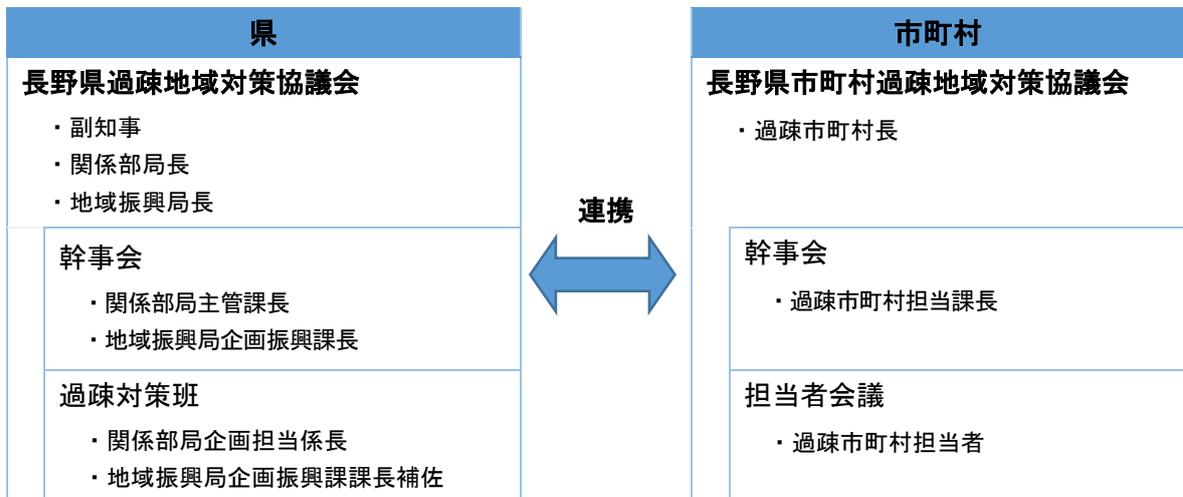
計画の実行に当たっては、設定した達成目標をもとに進捗状況の評価を実施し、PDCAサイクルを回していくことにより、計画の実効性を高めます。

達成状況の評価は、長野県過疎地域対策協議会において毎年度実施し、その結果を公表します。

## 7 計画の推進に当たって

各部局・現地機関が一丸となって、県内過疎市町村で構成する長野県市町村過疎地域対策協議会と連携 (市町村の取組状況のフォローアップや助言、広域的取組への支援等)しながら、対策を計画的に推進します。

### 《推進体制》



## 第2 実施すべき施策に関する事項

### 1 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成

#### 《基本的な方針》

- 「多様なひと・企業に選ばれる長野県（地域）」を目指し、理想とする「仕事と暮らしがある信州」の実現、新たな働き方の促進、創造的な暮らし方の発信等による移住促進や二地域居住等「つながり人口（関係人口）」の拡大を図ります。
- 大都市圏等から本県への人や企業の呼び込みを強化するため、行政と民間団体、事業者が連携し、オール信州の観点で様々な分野の取組を展開します。
- 地域住民が自主的・主体的に地域づくりに取り組んでいくための学びや対話を促進するとともに、地域内外の人材が地域社会の担い手となり活動していくことを推進します。

#### 《実施する事業》

##### ア 移住・定住の促進

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ 信州暮らし案内人の配置	移住相談等に係る総合窓口として、三大都市圏（東京・大阪・名古屋）及び県庁内に「信州暮らし案内人」を配置し、移住検討者からの相談に応えることにより、県内への移住促進を図ります。
○ 田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事業	移住セミナーの開催、移住応援企業など受入体制の充実や移住ポータルサイト「楽園信州」による情報発信など市町村等と一体的な移住施策を実施するための協議会の運営を行います。
○ 移住総合Webメディアによる情報発信	長野県で「暮らす」「働く」「つながる」といったライフスタイル及びワークスタイルを移住情報WEBマガジン（「SuHaA」）で発信することで、長野県が将来的な移住先、または二地域居住の実践先となるよう実施します。

##### イ 二地域居住・地域間交流の促進

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ つながり人口（関係人口）創出・拡大事業	地方に関心のある方に向けて、長野県の「ヒト・コト・モノ」の魅力を伝え、現地訪問を通じて地域との継続的な関わりを促し、その体験を発信することで共感の輪を広げ、訪問型関係人口の創出・拡大につなげます。
○ 二地域居住情報サイトによる情報発信	長野県で二地域居住を実践する者の暮らし等を専用サイト（「ニブンノナガノ」）を通じて情報発信するとともに、二地域居住検討層の不安や疑問に応えることにより、県内における二地域居住の促進を図ります。

○ 信州ワーキングホリデー事業	地方に関心がある都市部人材をターゲットに、長野県の特徴あるコンテンツを活かして「旅をするように仕事をしながら暮らす」ことを体感するプログラムを実施します。
○ 森林（もり）の里親促進事業	里山や山村集落へ県が仲立ちとなり、企業等の社会貢献活動を誘導し、森林整備と交流を通じた森林づくりによる地域活性化を図ります。（森林づくり県民税活用事業）
○ 山村留学の推進	山村留学合同説明会の開催や移住関連イベント等の機会を捉えた情報発信等により、山村留学の取組を推進します。

## ウ 地域社会の担い手となる人材の確保・育成

□ 県が事業主体となつて行う事業		
事業名	事業内容	
○ 中間支援人材の活動促進	地域づくりに寄り添う人材の育成・活用により、住民主体の地域づくりを支援します。	
○ 地域おこし協力隊受入・活躍支援事業	地域おこし協力隊員の円滑な受入や活動の支援、任期終了後の定着を促進するため、必要な調査研究や情報提供を行うとともに、隊員向け研修や情報共有等の広域単位ネットワーク形成、市町村の受入支援を行います。	
○ 外部人材活用の促進	集落支援員をはじめ市町村における外部人材の活用を促進するため、情報提供や相談支援を行います。	
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 特定地域づくり事業の推進	特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するため、市町村に対して制度を周知するとともに、事業協同組合の設立検討段階から運営支援まで一貫した支援を行います。	

### 《関連目標》

指標名	現状	目標（R12年度）	備考
移住者数 （長野県調査）	2,353人 （R6年度）	5,270人	1年以内に転出予定がある者を除く県外からの転入者
地域おこし協力隊員の定着率 （長野県調査）	81.9% （R6年度）	87.1%	地域おこし協力隊員の任期終了後の定着率
山村留学に取り組む団体数 （長野県調査）	17団体 （R7年4月）	28団体 ※R10.4.1時点	山村留学生を受け入れている団体の数（翌年度4月時点）

## 2 産業・観光の振興

### 《基本的な方針》

- 農業・農村振興に当たっては、地域の基幹産業として、多様な担い手が参画し、農畜産物の生産・販売力を確保するとともに、美しい景観などの地域資源の有効活用と都市住民との交流を含めた様々な方々との連携により集落機能の向上を図ることで、「魅力ある農村」を目指します。
- 林業振興に当たっては、環境と経済の調和した持続可能な社会づくりを目指し、豊かな森林資源をはじめとする森林の多面的機能を最大限活用することにより、地域の持続的発展を図ります。併せて、森林に対する多様な要請に応えるため、適正な森林管理のための合意形成や自立的な組織づくりを推進します。
- 水産業の振興に当たっては、豊かな水資源を活用した養殖魚生産を促進するとともに、地域色豊かな漁場づくりを進めます。
- 伝統的な産地技術や、発酵食品といった地域資源の有効活用等により、自立的な魅力ある地場産業の振興を図ります。
- 企業誘致は地域における雇用の場の創出に直接的な効果を有するものであり、また、特に地域の資源、技術を活用する企業を誘致することは、既存産業の振興にも寄与するものであることから、過疎地域等においても活動が可能な企業を中心に、様々な方法を駆使して積極的に誘致活動を進めていきます。
- 過疎地域等における創業（ソーシャルビジネスを含む）・事業承継のニーズに対応した支援を実施します。
- 地域の商店・商店街は、住民の生活を支える場として、また多くの人が集まる交流の場として大きな役割を果たす、まさに「地域コミュニティのよりどころ」であるとの認識のもと、地域が一丸となった商店街のにぎわい再生を図ります。
- 県が目指す、暮らす人も訪れる人も楽しめる世界水準の山岳高原観光地づくりを推進するため、令和8年度に制度が開始される宿泊税も活用し、人口減少下におけるインバウンドを意識した世界水準の観光地づくりを推進するとともに、長野県が持つ強みや個性を観光資源として最大限活かす観光地づくりに取り組みます。

### 《実施する事業》

#### ア 農業の振興

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ 新規就農者支援事業	次世代の農業を担う農業後継者、新規参入者など、多様な新規就農者の確保・育成を図るため、就農相談活動や農業体験研修、就農準備資金・経営開始資金の交付、新規就農里親制度等による実践的な技術研修などにより、円滑な就農を支援します。

○ 農業リーダー育成事業	農業生産の中核を担う青年農業者、先進的・企業的農業者、女性農業者等を、地域の営農活動や農村集落社会で重要な役割を担うリーダーとして位置付け育成するとともに、経営者能力の向上や経営発展を支援します。
○ やさしい持続可能な農業定着・促進事業	地域ぐるみでの持続可能な農業の定着・促進を図るため、温室効果ガスを削減する技術の実証・普及や、有機農業などの環境にやさしい農業の地域ぐるみでの展開を推進します。
○ 信州伝統野菜継承・産地育成事業	伝統野菜の安定的な生産を推進し、地域の人たちに育まれてきた食文化を多くの人に提供・発信し、伝統野菜の継承と地域振興を図ります。
○ 中山間地農業ルネッサンス推進事業	中山間地域農業の振興を図るため、農村集落の特色を活かした創意工夫あふれる取組の紹介や営農指導、地域をけん引していく担い手の確保・育成・定着への支援に加え、営農・販売戦略の策定など地域の所得向上に向けた体制整備を支援します。
○ 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業	地域で支えあう村づくりを推進するため、複数の集落や自治会、社会福祉協議会等の関係者が連携し、農用地保全、地域資源活用、生活扶助に取り組む農村型地域運営組織の形成を推進し、伴走支援体制を構築します。
○ かんがい排水事業	農業用水を安定的に供給し、農産物の安定生産と品質確保を図るため、農業用排水路や頭首工、用排水機場など、基幹的な農業水利施設の更新・整備を行います。
○ 畑地帯総合土地改良事業	野菜や果樹産地へ農業用水を安定的に供給し、農業経営基盤の強化を図るため、畑地かんがい施設や農道等の一体的な更新・整備を行います。
○ 経営体育成基盤整備事業	地域農業の将来を担う経営体を育成するため、農地の集積・集約化や農業経営規模の拡大に資する農地の区画拡大・汎用化、用排水路の整備などの基盤整備を一体的に行います。
○ 農道整備事業	農産物の品質向上や輸送の効率化、農作業の省力化と農村生活環境の改善を図るため、地域の基幹となる農道の整備を行います。
○ 中山間総合整備事業	中山間地域の農業、農村の活性化を図るため、地域経済の振興、定住の促進、国土の保全等に資する農業生産基盤と農村生活環境の総合的な整備を行います。
○ 農村地域防災減災事業	激甚化・頻発化する気象災害や大規模地震に対応するため、機能低下した排水機場のポンプ設備、豪雨・耐震対策が必要なため池や水路の改修を計画的に行い、農村地域の安全を確保します。
○ 地すべり対策事業	地すべり等防止法の指定を受けた区域において、農地や農業用施設、人家、公共施設等に及ぶ地すべり災害を未然に防止するための対策工事や既存施設の計画的な改修を行います。

○ 野生鳥獣被害総合対策事業	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、地域が主体となり実施する侵入防止柵の整備等を支援するとともに、野生鳥獣被害対策チーム等により、各地域の実情に合わせた被害対策に必要な支援・助言を行います。	
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	競争力・経営力等の強化を図るため、共同利用施設の整備や地理的条件が不利な地域における共同利用機械の整備を支援します。	国 1/2 以内 3/10 以内
● 信州農業生産力強化対策事業	地域計画に位置づけられた品目の導入、スマート農業をはじめとした革新的な農業技術や高温対策の加速的普及等に必要な機械・施設等の導入を支援します。	県 1/2 以内
● 経営体育成支援事業	地域農業の担い手となる経営体を育成するため、規模拡大や農産物の高付加価値化等を行うために必要な農業用機械等の導入を支援します。	国 3/10 以内
● 地域資源活用価値創出整備事業	多様な地域資源を活用しつつ、農業者等の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。	国 1/2 以内
● 中山間地域農業直接支払事業	中山間地域において、耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村の持つ多面的機能を確保するため、集落の話し合いに基づく自律的かつ継続的な農業生産活動を支援します。	国 1/2 1/3 県 1/4 1/3
● 中山間地農業ルネッサンス推進事業	中山間地域農業の振興を図るため、将来ビジョンに基づく農村集落の特色を活かした創意工夫あふれる取組や営農・販売戦略の策定など地域の所得向上に向けた取組を支援します。	国 定額
● 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業	地域で支えあう村づくりを推進するため、複数の集落や自治会、社会福祉協議会等の関係者が連携し、農用地保全や生活扶助等に取り組む農村型地域運営組織が実施する調査、計画作成、実証事業の取組を支援します。	国 定額
● 多面的機能支払事業	農業・農村の有する多面的機能（国土保全、水源かん養等）の維持・発揮を図るため、農地、水路、農道等の地域資源を適切に保全管理するための共同活動を支援します。	国 1/2 県 1/4
● 地籍調査事業	災害復旧の迅速化等を行うため、土地の基本情報である所有者や地番、地目、境界、地籍に関する調査を支援します。	国 1/2 県 1/4

● 団体営土地改良事業	農業用水の安定供給を図るため、機能保全計画に基づく農業水利施設の計画的な補修・更新を支援します。 また、農地の耕作条件の改善や畑地化を促進するため、多様なニーズに沿ったきめ細かな基盤整備を支援します。	国 5.5/10 県 1.4/10
● 団体営農村地域防災減災事業	災害の未然防止に必要な水路やため池の整備、安全施設の設置等を支援します。	国 5.5/10 県 1.4～2.1/10
● 県単農業農村基盤整備事業	農業用水の安定供給や維持管理労力の軽減等により持続的な農業の確立を図るため、小規模な基盤整備を支援します。	県 4/10
● 鳥獣被害防止総合対策交付金	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止計画に沿った鳥獣被害防止柵の設置や捕獲の取組を支援します。	ソフト事業 国 定額 ハード事業 国 1/2 以内 条件不利地域 55/100 以内

## イ 林業の振興

□ 県が事業主体となつて行う事業		
事業名	事業内容	
○ 県営林道開設事業	森林整備や効率的で低コストな間伐材等の生産に必要な林内路網の骨格となる基幹道の整備を進めます。 [地域の基幹的な林道の整備] 長谷高遠線 幅員 4.0m 延長 626m 高森山線 幅員 4.0m 延長 100m	
○ 林業労働力対策事業	「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業労働力の確保及び育成を図る対策を総合的に実施します。	
○ 林業就労条件整備促進事業	林業就業者を対象に、退職金掛金等の補助など、就労条件の改善に対して支援を行い、林業就業者の定着と雇用の促進を図ります。	
○ 林業士等養成事業	森林・林業に関する知識・技術を習得する研修を実施し、地域林業のリーダーとなり得る者を林業士等として認定し、明日の森林・林業を支える人材育成を図ります。	
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 信州の森林づくり事業	木材の生産、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等の森林機能の増進と山村地域社会の健全な発展を図るため、森林整備に対する助成を行います。	国 51%, 県 19%等

● 森林整備地域活動支援交付金事業	森林の計画的かつ適切な整備を図るため、森林情報の収集等の地域活動を支援し、森林経営計画の作成を促進します。	国 1/2、県 1/4
● 開かれた里山の整備・利用推進事業	より多くの県民等が里山の森林に親しむことができるよう「開かれた里山」の整備・利用の仕組みづくりを推進します。 (森林づくり県民税活用事業)	県 10/10 以内等
● 補助林道整備事業	森林整備や効率的で低コストな間伐材等の生産に必要な林内路網の骨格となる林道の整備を支援します。	・ 林道開設 国 45%又は 50%, 県 1%～5% ・ 林道改良、舗装 国 30～50%, 県 1% ・ 林道点検診断、保全整備、老朽化対策、PCB 廃棄物処理 国 50%、県 1%
● 林業経営構造対策事業	持続的かつ生産性の高い林業経営の確立、山村地域の活性化を図るため、特用林産物生産施設の整備を支援します。	国 1/2 以内
● 木造公共施設整備事業	公共施設等に県産材を利用し、温もりある教育・生活環境を創り出すため、展示効果やシンボル性の高い木造公共施設等の整備を支援します。	国 15%以内又は、1/2 以内等
● 木材産業成長産業化促進対策事業	市町村等公共施設等へのペレット・薪等の木質バイオマス利用施設の導入や、木質バイオマスの供給施設の整備に対して支援します。	国 1/2 以内等
● 特用林産産地振興総合対策事業	地域の森林資源を活用したきのこの特用林産物の生産を推進するために、きのこの資材導入などを支援します。	県 1/2 以内等

## ウ 水産業の振興

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ 外来魚等食害防止対策事業	ブラックバス等の外来魚やカワウ、ミンクによる漁業被害や生態系攪乱を防ぐため、駆除や食害防止などの取組を支援します。
○ 漁業指導事業	漁業協同組合に適切かつ効果的な漁場運営を指導するとともに、漁場の利用促進による遊漁者の増加などにより、漁協の体質強化を図ります。

## エ 地場産業の振興

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ 地域資源製品開発支援センター事業	中小企業等が県内に豊富に存在する特色ある地域資源を活用して行う製品開発を、企画の段階から商品化まで一貫して支援し、競争力のあつる地域資源活用型産業の集積を図ります。
○ 伝統的工芸品産業振興事業	伝統的工芸品産業の基盤強化・活性化を図るため、産地間連携による新事業展開等の企画・実施や後継者の育成・担い手の確保、国内展示販売会への出展支援など、意欲的に取り組む産地の新たな挑戦を支援し、伝統的工芸品産業の人材不足・需要減少に対する課題解決につなげます。
○ 信州ジビエ活用促進事業	信州ジビエの利用促進を図るため、県内飲食店事業者の組織と連携して講習会を開催するほか、推進員を中心に多様な情報発信に取り組みます。また、販路開拓・拡大を図るため、展示商談会出展支援を行います。

## オ 企業誘致の促進

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ 産業立地促進事業	県内の工業用地やサテライトオフィスを紹介するガイドブックや展示会による企業誘致情報の発信、民間企業出身者等による大都市圏での企業誘致活動、地域に根差した企業立地に向けた地域と企業とのマッチング、立地する企業への優遇制度により、県内への産業の集積を推進します。

## カ 創業・事業承継の促進

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ 信州スタートアップステーション運営事業	次世代産業創出のための創業支援拠点「信州スタートアップステーション」を運営し、創業相談やセミナー等の開催を通して、創業前後の方を支援します。 また、「事業承継・引継ぎ支援センター」（長野県産業振興機構）と連携して、後継者不在事業の経営資源を活用した創業の促進を図ります。

## キ 商業の振興

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容

○ 女性・若者が創る 商店街賑わい創出 事業	商店街や女性・若者を中心とした団体等が、自ら進んで行う賑わい創出事業への支援を通じて、商店街の活性化を図ります。
------------------------------	--

## ク 情報通信産業の振興

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ 信州 I T バレー構 想推進事業	産学官が連携し I T 人材・産業の集積を目指す「信州 I T バレー構想」実現のため、推進体制構築や国内外へのプロモーション等を実施します。

## ケ 観光又はレクリエーション

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ 観光地域づくり推 進事業	観光地域づくりを推進する上での司令塔・調整役である観光地域づくり法人（DMO）等の円滑かつ持続可能な運営に向けて、観光機構による助言や団体同士のネットワーク強化等を推進します。
○ 受入環境整備事業	観光 MaaS の導入や観光 DX 支援、宿泊施設における滞在環境の向上、二次交通の充実等の取組への支援を通じ、旅行者が快適に滞在・周遊できる受入環境の整備を推進します。
○ 観光誘客に向けた 魅力発信事業	長野県の特徴ある観光資源を活かした観光コンテンツの充実・磨き上げ支援や市町村・関係機関と連携した効果的なプロモーションを実施します。
○ 外国人旅行者戦略 的誘致推進事業	外国人旅行者の「滞在日数の長期化」、「消費単価の向上」、「リピーターの獲得」に繋げる、マーケティングに基づいた戦略的なプロモーションを実施するとともに、外国人旅行者がストレスなく、安全・安心・快適に観光を満喫できる環境整備を推進します。

### 《関連目標》

指標名	現状	目標（R12 年度）	備考
県の制度等を活用し県内に拠点を新增設する事業所数	21 件 (R6 年度)	125 件 ※R8～12 年度累計	助成金、税制優遇、チャレンジナガノによるマッチング等、県の施策を活用し県内に事業所を新增設した数
製造品出荷額等 (経済構造実態調査 経済産業省)	3,722 億円 (R5 年度)	現状の水準を維持	1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額等の合計
信州の伝統野菜選定数 (長野県調査)	53 種類 (R6 年度)	53 種類	「信州伝統野菜認定制度」により選定された野菜の数

### 3 地域における情報化（デジタル社会の推進）

#### 《基本的な方針》

新型コロナウイルス感染症などの前例のない危機にも対応できるように、Society5.0時代を見据えて、県全域のDXを行うことで5Gなどのインフラ整備を促進し、本県を、県民や地場企業に加えて、県外の人や企業にとっても魅力的な地域にします。

- ▶ 行政手続等のオンライン化や、キャッシュレス決済の導入、住んでいる地域にかかわらず、質の高い教育や医療などのサービスを楽しむ環境づくり等により、県民にとって魅力的な地域にします。
- ▶ IoTや遠隔操作等によるテレワークの促進、AI等の活用による地域の課題解決とイノベーションの創出等により、地場企業にとって魅力的な地域にします。
- ▶ ICTとデータの活用による多様で柔軟な働き方が実現できる環境づくり、デジタル人材の確保・育成等により、県外の人・企業にとって魅力的な地域にします。

#### 《実施する事業》

##### ア DXの普及による情報通信技術の利用機会の格差是正

□ 県が事業主体となつて行う事業		
事業名	事業内容	
○ 高速情報通信ネットワーク整備事業	高速情報通信ネットワークの利活用により、教育・医療・福祉などの分野において県民サービスの向上を図ります。	
○ 長野県先端技術活用推進協議会活動	県民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、県と市町村等による「長野県先端技術活用推進協議会」の場を活用し、行政事務等への情報システムの活用・導入及びその推進手法の検討や情報共有を実施します。	
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 移動通信用鉄塔施設整備事業補助金	過疎地域等において市町村が整備する移動通信用鉄塔施設整備に対して助成します。	1者参画：2/3 (国 1/2、県 1/6) 複数者参画：7/9 (国 2/3、県 1/9)

##### イ 住民生活の利便性向上

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ 高速情報通信ネットワーク整備事業 (再掲 P12)	高速情報通信ネットワークの利活用により、教育・医療・福祉などの分野において県民サービスの向上を図ります。
○ 長野県先端技術活用推進協議会活動 (再掲 P12)	県民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、県と市町村等による「長野県先端技術活用推進協議会」の場を活用し、行政事務等への情報システムの活用・導入及びその推進手法の検討や情報共有を実施します。

## ウ 産業の振興

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ 信州 I T バレー構 想推進事業（再掲 P11）	産学官が連携し I T 人材・産業の集積を目指す「信州 I T バレー構想」 実現のため、推進体制構築や国内外へのプロモーション等を実施しま す。
○ A I ・ D X オープ ンイノベーション 創出等支援事業	A I ・ D X 等の先端技術の導入による基盤技術の強化や、異分野連携に よる新たな価値の創出促進など、県内企業の競争力強化を支援します。

## エ 地域公共交通の活性化・再生

□ 県が事業主体となって行う事業		
事業名	事業内容	
○ 県下統一地域連携 I C カード事務局 運営事業	公共交通のキャッシュレス化を目指すため、県下統一地域連携 I C カ ードを導入し、事業を運営する事務局を長野県公共交通活性化協議会 内に設置します。	
○ 地域鉄道交通系 I C カード導入 支援事業	県内公共交通機関の利便性向上を図るため、県内の地域鉄道事業者が 行う交通系 I C カードの導入を支援します。	
○ 交通 D X による公 共交通利用転換事 業	自家用車から公共交通への転換を図るため、交通 D X の推進により公 共交通の利便性向上に取り組みます。	
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 多角連携型モビリ ティ・ネットワー ク形成事業	交通専門家や I C T 等多様な分野の知見者を 市町村に派遣し、多角的な連携と相乗効果に より課題解消を目指します。	専門家等の派遣に要す る経費を県が負担

## オ 物流の確保

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ 買物環境向上支援 事業実施事業者一 覧の更新	小売業者や商店街等が県内で実施している事業に関する情報を集めた データベースを更新します。

## カ 医療の充実

□ 県が事業主体となつて行う事業		
事業名	事業内容	
○ 地域医療ネットワーク活用推進事業	I C Tを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備に要する経費を助成します。	
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 地域医療ネットワーク活用推進事業	I C Tを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備に要する経費を助成します。	基金繰入金 1/3

## キ 教育の充実

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ I C T環境整備事業（県立高等学校へのタブレット端末の整備）	生徒一人一人が学校でも家庭でもタブレット端末を活用し、個別最適な学びや協働的な学びを通じて主体的・対話的で深い学びを実施するため、県立学校でB Y O Dを主軸としながら、端末を購入できない生徒に対して補完的に公費負担のタブレット端末の整備を行います。
○ I C T環境整備事業（県立高等学校への無線アクセスポイントの整備）	高等学校の普通教室等に無線アクセスポイントを整備します。
○ I C T環境整備事業（県立高等学校への電子黒板の整備）	高等学校の普通教室等に電子黒板を整備します。
○ 小規模校での遠隔授業実施支援	長野県の小規模校（全校生徒 50 名以下の小中学校）全てで遠隔授業が実施されるように支援します。

## ク 電気通信施設の整備

■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 移動通信用鉄塔施設整備事業補助金（再掲 P12）	過疎地域等において市町村が整備する移動通信用鉄塔施設整備に対して助成します。	1 者参画：2/3 （国 1/2、県 1/6）  複数者参画：7/9 （国 2/3、県 1/9）

## 《関連目標》

指標名	現状	目標 (R12 年度)	備考
特に国民の利便性向上に資する手続とされている手続のオンライン化率 (長野県調査)	94% (R6 年度)	100%	総務省「自治体DX推進計画」において、「特に国民の利便性向上に資する手続」とされた手続のオンライン化率
長野県先端技術活用推進協議会を活用し実施した共同調達件数 (長野県調査)	9 件 (R6 年度)	15 件	長野県先端技術活用推進協議会を活用し実施した共同調達件数
児童生徒一人当たりの学習用コンピュータ台数 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査 文部科学省)	1.1 台/人 (R6 年度)	1.1 台/人	長野県の公立小・中・高校・特別支援学校における児童生徒一人当たりの学習用コンピュータ台数 (BYODを含む)
小規模校における遠隔授業の実施率 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	70.5% (R6 年度)	100%	小規模校 (全校生徒 50 名以下の小中学校) における遠隔授業の実施率

## 4 交通施設の整備、交通手段の確保

### 《基本的な方針》

- 過疎地域等と生活圏の中心都市等を結ぶ道路網の整備を進め、都市との時間距離の短縮を図るとともに、一層の交流促進に努めます。
- 過疎地域等と県内外の各地域との交流の拡大を図るため、高規格道路等の整備を進めます。
- 幹線道路網及び地域内道路網について、優先度、緊急度等を考慮し、計画的・効率的な整備を進めます。
- 地域内の集落間を連絡するなど、住民生活に密着した主要な生活道路について、県道と市町村道の一体的な整備を進めます。
- 過疎地域等においても住民が安全・安心して生活できるよう、県主導により、地域公共交通の最適化に向けた取組を推進するとともに、鉄道の輸送力強化と利便性の向上を促進します。
- 過疎地域等と都市との交流を拡大し、地域振興に資するため、関係団体等との連携により、北陸新幹線及びリニア中央新幹線の建設促進並びに信州まつもと空港の利用促進

を図ります。

## 《実施する事業》

### ア 道路網の整備

#### i 国・県道及び市町村道の整備

□ 県が事業主体となって行う事業																																	
事業名	事業内容																																
○ 国道（県管理分）及び県道の整備	<p>過疎地域等と県内の中核都市又は生活圏の中心都市との連絡強化、及び高規格道路のインターチェンジや鉄道駅へのアクセスを確保するため、一般国道と主要な県道等の整備を推進します。</p> <p>○国道（県管理分）            （国）143号 他13路線（P37 別表参照） 松本市（旧四賀村）他            道路改築            幅員 7.0～15.0m            延長 35.5km</p> <p>○県道            （主）飯田富山佐久間線 他47路線（P37 別表参照） 阿南町他            道路改築            幅員 5.0～10.25m            延長 42.9km</p>																																
○ 市町村道の整備（県代行）	<p>基幹的な市町村道について、県代行制度の活用により整備を図ります。</p> <table border="1"> <tr> <td>大河内線</td> <td>幅員 6.0m</td> <td>延長 2.8km</td> <td>天龍村</td> </tr> <tr> <td>長野殿線</td> <td>幅員 8.8m</td> <td>延長 0.7km</td> <td>大桑村</td> </tr> <tr> <td>川向椰野線</td> <td>幅員 6.5m</td> <td>延長 0.1km</td> <td>南木曾町</td> </tr> <tr> <td>伊折線</td> <td>幅員 5.0m</td> <td>延長 0.9km</td> <td>小谷村</td> </tr> <tr> <td>野尻菅川線</td> <td>幅員 6.0m</td> <td>延長 1.2km</td> <td>信濃町</td> </tr> <tr> <td>16号線</td> <td>幅員 6.0m</td> <td>延長 2.0km</td> <td>小川村</td> </tr> <tr> <td>4-116号線</td> <td>幅員 6.0m</td> <td>延長 1.1km</td> <td>飯山市</td> </tr> <tr> <td>1-3号線</td> <td>幅員 6.0m</td> <td>延長 0.5km</td> <td>野沢温泉村</td> </tr> </table>	大河内線	幅員 6.0m	延長 2.8km	天龍村	長野殿線	幅員 8.8m	延長 0.7km	大桑村	川向椰野線	幅員 6.5m	延長 0.1km	南木曾町	伊折線	幅員 5.0m	延長 0.9km	小谷村	野尻菅川線	幅員 6.0m	延長 1.2km	信濃町	16号線	幅員 6.0m	延長 2.0km	小川村	4-116号線	幅員 6.0m	延長 1.1km	飯山市	1-3号線	幅員 6.0m	延長 0.5km	野沢温泉村
大河内線	幅員 6.0m	延長 2.8km	天龍村																														
長野殿線	幅員 8.8m	延長 0.7km	大桑村																														
川向椰野線	幅員 6.5m	延長 0.1km	南木曾町																														
伊折線	幅員 5.0m	延長 0.9km	小谷村																														
野尻菅川線	幅員 6.0m	延長 1.2km	信濃町																														
16号線	幅員 6.0m	延長 2.0km	小川村																														
4-116号線	幅員 6.0m	延長 1.1km	飯山市																														
1-3号線	幅員 6.0m	延長 0.5km	野沢温泉村																														

#### ii 農道の整備

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ 農道整備事業（再掲 P6）	農産物の品質向上や輸送の効率化、農作業の省力化と農村生活環境の改善を図るため、地域の基幹となる農道の整備を行います。

#### iii 林道の整備

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容

○ 県営林道開設事業 (再掲 P8)	森林整備や効率的で低コストな間伐材等の生産に必要な林内路網の骨格となる基幹道の整備を進めます。 [地域の基幹的な林道の整備] 長谷高速線 幅員 4.0m 延長 626m 高森山線 幅員 4.0m 延長 100m	
<b>■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助</b>		
<b>事業名</b>	<b>事業内容</b>	<b>備考</b>
● 補助林道整備事業 (再掲 P9)	森林整備や効率的で低コストな間伐材等の生産に必要な林内路網の骨格となる林道の整備を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林道開設 国 45%又は 50%, 県 1%～5%</li> <li>・ 林道改良、舗装 国 30～50%, 県 1%</li> <li>・ 林道点検診断、保全整備、老朽化対策、PCB 廃棄物処理 国 50%、県 1%</li> </ul>

## イ 公共交通機関の確保

### i バス路線等の確保

<b>□ 県が事業主体となつて行う事業</b>		
<b>事業名</b>	<b>事業内容</b>	
○ 地域公共交通最適化推進事業	県、市町村、交通事業者等からなる法定協議会において策定した「長野県地域公共交通計画」に基づき、官民連携による持続可能で最適な地域公共交通システムの構築を図ります。 広域圏ごとに設置する地域別部会において、生活圏単位での検討を進めながら、市町村等が行う地域公共交通計画等の策定を支援します。	
○ 地域間幹線バス路線確保維持事業	地域間幹線バス路線の維持・確保を図るため、乗合バス事業者が運行する地域間幹線バス路線の運行欠損費等を補助します。	
○ 信州型広域バス路線支援事業	広域的なバス路線の維持・確保を図るため、従来の赤字補填に留まらない県独自制度により運行に必要な経費を補助します。	
○ 県有民営による幹線バス路線確保対策事業	県がバス車両を所有し、乗合バス事業者に貸与して運行する「県有民営」手法により、地域間幹線バス路線の基盤を強化します。	
<b>■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助</b>		
<b>事業名</b>	<b>事業内容</b>	<b>備考</b>
● 地域公共交通確保維持改善事業 (国事業)	コミュニティバス、デマンドタクシー、自家所有有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入など、地域公共交通の確保・維持・改善の取組を支援します。	

● 移動の安心確保プロジェクト事業	市町村とともに通院・通学等の移動確保に向けた取組を進めるため、標準的なモデルを提示し、公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）等の導入を促進します。	
-------------------	---	--

## ii 鉄道

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ 地域鉄道安全性向上支援事業	県内地域鉄道の安全性を確保するため、地域鉄道事業者が行う設備整備を支援します。
○ 利用者にやさしい駅舎の整備事業補助金	鉄道駅のバリアフリー化を推進するため、鉄道事業者が行う駅におけるスロープ設置等の事業に対して支援します。

## iii 空港

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ 信州まつもと空港活性化事業	市町村や関係団体と連携し、空港の利用促進に取り組みます。
○ 信州まつもと空港の管理	安全確保を優先した空港施設の維持管理と必要な機能強化に取り組みます。

### 《関連目標》

指標名	現状	目標（R12年度）	備考
地域公共交通計画を策定する市町村数（長野県調査）	45 市町村 (R5 年度)	53 市町村 ※R10 年度	バスなどの日常生活に必要な公共交通網を確保するための計画を策定する市町村数

## 5 生活環境の整備

### 《基本的な方針》

- 安心・便利で持続可能な生活圏の形成に向けて、コンパクト・プラス・ネットワーク & レジリエンス（防災）の考え方による新たなまち・むらづくりや交通ネットワークの構築、社会インフラの最適化などの観点から、県土のグランドデザインを策定するとともに、具体的な事業にも着手します。
- 快適な生活環境の形成を図るため、水道施設、下水処理施設、ごみ・し尿処理施設、一

般廃棄物の最終処分場等の生活環境施設の整備を推進します。

- 水道施設については、小規模水道の整備統合により事業基盤の強化を図るとともに老朽化施設の更新や耐震化を計画的に行うよう支援します。
- 下水処理施設については、小規模下水処理施設、浄化槽等地域の実情に応じた施設の整備・管理を促進します。
- 消防・救急施設については、消防施設の計画的な整備と、救急体制の確立を図るとともに、持続可能な消防体制の構築を推進します。
- さらに、地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしている消防団の団員確保を促進します。
- 高齢者の生活に配慮し、バランスの取れたコミュニティの形成や新たな定住化に向け、地域の特性に対応する快適でゆとりのある住宅の供給と、魅力ある良好な住環境の整備を促進します。
- さらに、特別豪雪地帯における住民の暮らしを支えるため、生活困窮者等の雪下ろしの負担軽減をはじめとする総合的な雪対策や除雪体制の構築を推進します。
- 過疎地域等の治安を確保し安全で安心な生活環境を形成するため、地域における自主防犯活動への支援を強化するとともに、警察官によるパトロール活動の強化や巡回連絡等の活動を通じた犯罪・事故等の防止に資する指導・助言及び情報発信活動を強化します。
- 近年発生した大雪、土石流、火山噴火、地震などの災害から得られた教訓を活かし、災害に強い県土づくりを目指して、防災・減災対策を積極的に推進します。

## 《実施する事業》

### ア 水道施設の整備

■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 簡易給水施設災害復旧事業	市町村（一部事務組合を含む）が経営する簡易給水施設の災害復旧事業に助成します。	県 1/2 以内

### イ 下水処理施設の整備

■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 合併処理浄化槽整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止と良好な生活環境の確保を図るため、市町村が実施する浄化槽整備事業に助成します。	国 1/3 県 1/3 以内 (財政力指数 0.4 未満の場合、県 1/3)

### ウ 消防・救急体制の整備

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容

○ 消防団充実強化支援事業	消防団協力事業所に対する優遇措置や消防団員へのインセンティブの充実等に取り組むことにより、消防団への加入促進や充実強化を図ります。
○ 消防防災航空センター運営事業	山岳・山間過疎地域を多く抱え、ヘリコプターによる救急・救助及び林野火災等への対応が必要であることから、消防防災ヘリコプターを活用した消防防災活動に取り組めます。

## エ 住環境の整備・景観形成の促進

□ 県が事業主体となつて行う事業		
事業名	事業内容	
○ 住宅オールZEH化推進事業	「信州健康ゼロエネ住宅指針」に適合する住宅を新築又はリフォームをする住まい手に対して、その費用の一部を助成します。	
○ 景観育成推進事業	県民共有のかけがえのない財産である本県の景観を長く後世に伝えるため、様々な主体が協働し、景観の保全や地域特性を活かした魅力ある景観の創出につなげる取組を推進します。 (景観保全事業・風景育成事業)	
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 地域景観整備事業	景観育成重点地域内で住民が行う修景事業等に対し市町村が助成した場合、市町村に助成します。	県 1/2 以内
● 特別豪雪地帯住宅除雪支援事業	特別豪雪地帯における生活弱者世帯の雪下ろし等除排雪を行うため、市町村が住宅除雪支援員を派遣した経費に対して助成します。	県 1/2 以内 (雪下ろし 上限 6,500 円/件 玄関先除雪 上限 3,500 円/世帯)
● 住宅・建築物耐震改修総合支援事業	地震による既存建築物の倒壊から県民の生命及び財産を保護し、震災時の膨大な災害復興費の削減を図るため、耐震診断・耐震改修等を促進します。	・耐震診断(戸建て住宅) 県 1/4 以内 ・耐震改修(戸建て住宅) 県 1/4 以内

## オ 安全なまちづくりの推進

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ 安全なまちづくりの推進	高齢者が被害者となる各種事犯や高齢者が関与する交通事故を未然防止するため、地域における自主防犯活動に対する支援を強化するとともに、駐在所等の警察官によるパトロール活動の強化、巡回連絡等の活動を通じた防犯指導等を推進します。

■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業	防犯カメラの設置を促進し、地域住民の身近で起こる犯罪及び地域住民が不安に感じる事案を抑止するため、市町村及び地域住民により構成される自治組織が街頭防犯カメラを設置するために要した費用について補助金を交付します。	市町村の場合、補助対象経費の1/3以内 1団体当たり上限25万円

## カ 災害に強い県土づくりの推進

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ 一人ひとりの防災対策啓発事業	いつ・どこで発生するかわからない大規模災害に対し、「自らの命は自らが守る」意識を醸成し、県民一人ひとりが災害を自分事として捉え、平時から備える自助の取組を呼びかけます。

### 《関連目標》

指標名	現状	目標 (R12年度)	備考
汚水処理人口普及率 (国土交通省、農林水産省、環境省 調査)	98.4% (R6年度)	98.8%	下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の汚水処理施設の普及状況数
空家等対策計画策定市町村の割合 (長野県調査)	85.7% (R6年度)	80.0% ※R8見直し予定	空家等対策計画を策定している市町村の割合
住宅の耐震化率 (長野県調査)	86% (R5年度)	92%	耐震改修の実施などにより耐震性を有する住宅の割合
景観行政団体数 (長野県調査)	12市町村 (R6年度)	13市町村	景観行政団体へ移行した市町村数

## 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進

### 《基本的な方針》

- 保育士の確保により、保育ニーズに対応するとともに、少子化に対応した保育施設の改修等を支援します。
- 市町村が地域のニーズに応じた多様な子育て支援策を円滑に実施できるように、市町村に対して必要な支援を行います。
- 信州幼児教育支援センターでは、全ての園を幼児教育施設として位置づけ、保育者主導の保育から、「子ども主体の学び」への転換を図ります。

- 子育ての不安や虐待などに対応するため、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 結婚の希望を叶えるため、市町村や公的結婚支援団体と連携し、支援の充実を図ります。
- 高齢者が介護が必要な状態であっても住み慣れた地域で自分らしく人生の最後まで安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケア体制」の目指す姿と強化すべき取組を明らかにし、深化・推進を図ります。
- 市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、本県の健康課題を中長期的・俯瞰的に把握し、関係機関と共有・検討することで、市町村事業の効果的な取組を支援していきます。
- 多様な介護人材の確保及び介護現場の生産性向上に向けた取組を推進します。
- 全ての市町村においてこども家庭センターの設置を目指します。
- 小規模町村においても質の高い母子保健サービスが提供できるよう、地域の特性に応じて支援します。
- 総合的な権利擁護体制の構築に向け、成年後見制度の中核機関の設置を通して成年後見制度利用促進に取り組みます。

## 《実施する事業》

### ア 子育て環境の確保

□ 県が事業主体となって行う事業		
事業名	事業内容	
○ 信州母子保健推進センター事業	母子保健推進員による、市町村におけるこども家庭センター等の事業に関する支援、母子保健関係者への技術的支援等を行います。	
○ 信州幼児教育支援センター運営事業（キャリアステージ研修（オンライン）の企画・運営）	園種を越えて、「保育者育成指標」に基づき、キャリアステージに応じた研修を実施します。オンライン開催を基本とし、各園から研修に参加可能な体制を整えます。	
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点、病児保育、放課後児童クラブ等の子ども・子育て支援事業の実施に必要な経費について助成します。	国 1/3 県 1/3 以内

### イ 結婚支援の取組推進

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ 長野県婚活支援センター事業	全県的な拠点として、結婚支援に取り組む関係団体及び個人の活動を支援するとともに、結婚希望者への一元的な情報提供・発信を行い、県内の婚姻件数の増加を図ります。

■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● ながの結婚支援ネットワーク事業 (長野県将来世代応援県民会議事業)	県が事務局を担う「ながの結婚支援ネットワーク」において、結婚マッチングシステムの運用等により、各市町村が取り組む結婚支援事業の広域的な連携体制を構築し、事業成果の向上が図れるよう支援します。	

## ウ 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

□ 県が事業主体となって行う事業		
事業名	事業内容	
○ 長野県長寿社会開発センター運営事業	高齢者の生きがいづくりや健康づくりを促進するため、(公財)長野県長寿社会開発センターが行う高齢者の社会参加に関する普及啓発やシニア大学等の事業を支援します。	
○ 人生100年時代シニア活躍推進事業	シニア世代の社会参加を推進するため、(公財)長野県長寿社会開発センターにシニア活動推進コーディネーターを配置し、関係団体との連携や地域の課題に応じる相談窓口機能の役割を担うとともに、シニアが地域で活躍できる仕組みづくりを支援します。	
○ 地域包括ケア構築推進事業	医療、介護、生活支援等が切れ目なく提供される「地域包括ケア体制」の構築を推進するため、各分野における研修等による市町村事業の質の向上や中山間地域の介護サービス確保のための取組等を推進し、市町村の取組を多角的に支援します。	
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 振興山村等地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置	社会福祉法人等が、振興山村等におけるホームヘルプ等の介護報酬の特別加算分に相当する利用者負担額について減額を行い、これに対して保険者(市町村等)が補助した場合に助成します。	国 2/4 県 1/4 以内
● 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減措置	社会福祉法人等が、中山間地域等の地域におけるホームヘルプ等の介護報酬の加算分に相当する利用者負担額について減額を行い、これに対して保険者(市町村等)が補助した場合に助成します。	国 2/4 県 1/4 以内

## エ 障がい者の福祉の向上及び増進

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ 福祉のまちづくり推進事業	障がい者等用駐車区画の適切な利用を促進するため「信州パーキング・パーミット制度」を実施するなど、誰もが安心して暮らせる福祉

	のまちづくりを推進します。	
○ 障がい者スポーツ振興事業	スポーツを通じて、障がい者の社会参加の促進及び体力の維持増進等を図るため、障がい者のスポーツ大会を開催します。	
○ 障がい者相談支援事業	障がい者が地域で安心して暮らすために、身体・知的・精神の3障がいに対応できる基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）を圏域ごとに設置するなど、県と市町村が連携して総合的な支援体制を整備します。	
<b>■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助</b>		
<b>事業名</b>	<b>事業内容</b>	<b>備考</b>
● 市町村地域生活支援事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、市町村が行う相談支援、コミュニケーション支援、移動支援等の事業に対し助成します。	

### 《関連目標》

指標名	現状	目標（R12年度）	備考
保育所等利用待機児童数 （保育所等関連状況取りまとめ 厚生労働省）	30人 (R6年度)	0人	4月1日時点で子育て中の保護者が認可保育所などに申し込んでも利用できない状態にある児童の数
幼児教育キャリアアップステージ研修（オンライン）参加者数	370人 (R6年度)	400人	

## 7 医療の確保

### 《基本的な方針》

- 高齢化が進展している過疎地域等において、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、日常の健康管理の徹底、高齢者に多くみられる慢性疾患に係る医療の確保、救急医療の提供体制の整備等地域医療の確保のための事業を一層推進します。
- 過疎地域等における医療水準の向上のため、へき地診療所における初期診療機能を充実させるとともに、へき地医療拠点病院等による地域医療の支援体制等の確保を図ります。
- 自治医科大学卒業医師等の配置や長野県ドクターバンクによる医師の仲介・あっせん等によりへき地勤務医師の確保を図ります。
- 今後も、保健・医療・福祉分野の連携を進めながら、広域的な観点から、医療資源の効率的な活用を図りつつ、施策を展開します。

## 《実施する事業》

### ア 医療従事者の確保

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ 医師確保対策	<p>修学資金被貸与医師及び自治医科大学卒業医師を医師少数区域等に配置します。</p> <p>長野県ドクターバンクによる医師の紹介等を実施します。</p> <p>地域の中核的な病院から過疎地域等への医師派遣を支援します。</p> <p>医師少数区域等において承継等を行う診療所を支援します。</p>
○ 看護師・保健師等確保対策	<p>看護職員修学資金貸与や長野県ナースセンター登録者の紹介等を実施します。</p>

### イ 医療提供体制の整備

■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● へき地診療所運営事業	へき地診療所の運営費に対して助成します。	補助率 2/3 (国 10/10)
● へき地医療拠点病院運営事業	へき地医療拠点病院の運営費に対して助成します。	補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2)
● へき地医療拠点病院施設整備事業	へき地医療拠点病院、医師住宅の新築・増改築に対して助成します。	補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2)
● へき地医療拠点病院設備整備事業	へき地医療拠点病院に必要な医療機器の整備に対して助成します。	補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2)
● へき地診療所施設整備事業	へき地診療所、医師・看護師住宅の新築・増改築・改修、ヘリポートの整備に対して助成します。	補助率 1/2 (国 10/10)
● へき地診療所設備整備事業	へき地診療所に必要な医療機器の整備に対して助成します。	補助率 1/2 (国 10/10)
● へき地患者輸送車整備事業	へき地の患者輸送車等の整備に対して助成します。	補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2)
● へき地巡回診療車整備事業	へき地の巡回診療車等の整備に対して助成します。	補助率①1/2、②10/10 (民間事業者の場合) (①国 10/10、②国 1/2、県 1/2)
● 過疎地域等特定診療所施設整備事業	過疎地域等特定診療所、医師・看護師住宅の新築・増改築・改修に対して助成します。	補助率 3/4 (国 2/3、県 1/3)
● 過疎地域等特定診療所設備整備事業	過疎地域等特定診療所に必要な医療機器の整備に対して助成します。	補助率 3/4 (国 2/3、県 1/3)

● へき地保健指導所 施設整備事業	へき地保健指導所、保健師住宅の新築に対して助成します。	補助率 1/3 (国 10/10)
● へき地保健指導所 設備整備事業	へき地保健指導所の保健師用自動車の整備に対して助成します。	補助率 1/3 (国 10/10)
● 遠隔医療設備整備 事業	遠隔医療の実施に必要な機器等の整備に対して助成します。	補助率 1/2 (国 10/10)
● へき地・離島診療 支援システム設備 整備事業	へき地・離島診療支援システムに必要な情報通信機器の整備に対して助成します。	補助率 1/2 (国 10/10)
● 離島等患者宿泊施 設施設整備事業	離島等患者宿泊施設の新築・増改築・改修に対して助成します。	補助率 2/3 (国 1/2、県 1/2)
● 離島等患者宿泊施 設設備整備事業	離島等患者宿泊施設に必要な備品の整備に対して助成します。	補助率 2/3 (国 1/2、県 1/2)

### 《関連目標》

指標名	現状	目標 (R12 年度)	備考
医療施設従事医師数 (人口 10 万人当たり) (医師・歯科医師・薬 剤師統計 厚生労働 省)	255.4 (R6 年度)	264.6 以上	人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数
就業看護職員数 (衛生行政報告例 厚 生労働省)	31,304 (R6 年度)	31,973 以上	就業看護職員数
へき地医療拠点病院の 数 (長野県調査)	10 病院 (R6 年度)	10 病院以上	へき地診療所への医師派遣、へき地への巡回診療の実施等を行うへき地医療拠点病院の数

## 8 教育の振興

### 《基本的な方針》

- 過疎地域等が有する優れた環境の中で、心豊かな人間性の育成を図る教育を推進します。また、連帯と協調による活力ある地域づくりを推進するため、地域の人々が協力して守り育ててきた文化や伝統を尊重し、郷土を愛する心の育成を図ります。
- 教員の確保、通学環境の整備を行うとともに、老朽化した施設の改修及び改築や非構造部材の耐震対策など安全・安心な学校施設整備を支援し、教育の充実を図ります。
- 障がいのある児童・生徒の教育環境を充実するため、特別支援学校、小・中学校、高校における児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実や、障がいのある子ども

もを地域で支える体制の整備を推進します。

- 学校給食において地場産物を積極的に活用し、生産者や地域の方々との交流を通して地域の食に係る産業や食文化、自然の恵沢に対する理解を深め、生産者などへの感謝の心を育みながら児童・生徒に対する食育を推進します。
- 保護者や地域住民などが学校と連携・協働し、それぞれがもつ特性を活かして子どもたちの学びや成長を支援する取組の充実を図ります。
- 住民が主体的に自らの暮らしや地域課題に向き合い、その解決を図る力をかん養するため、図書館や公民館を中心とした社会教育施設における生涯学習環境の充実を支援します。
- 体育施設の計画的な改修を図りつつ、地域住民の健康で活力ある生活を維持していくために、ライフステージに応じたスポーツ活動を主体的・継続的に実施できるようスポーツ指導者の養成や総合型地域スポーツクラブの育成等スポーツ環境の充実を通じて、施設の有効活用を図ります。
- 児童生徒一人ひとりが自らの興味関心を追求でき、学校に行くのが楽しいと思える環境が実現されるよう、「これまでの当たり前」を問い直し、学びの「新しい当たり前」を創っていきます。
- 学びを通して子どもやそれを支える教員を含めた関係者が「ウェルビーイングの実現」を体感できるよう、地域とのより一層の関わりや教員の働き方改革の推進に取り組みます。

## 《実施する事業》

### ア 学校施設等の整備・利活用

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ 市町村への国庫補助制度や他県の好事例の周知・助言	市町村への国庫補助制度の助言等を行い、校舎等施設の円滑な整備や老朽化した施設の改修及び改築の計画的な整備を推進します。

### イ 必要な教員の配置

□ 県が事業主体となって行う事業		
事業名	事業内容	
○ 小規模小中学校の教育の充実	過疎地域における小規模小中学校の教育の充実を図るため、必要な教員の配置に努めます。	
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 小規模校の豊かな教育環境づくり研究に係る教員配置	児童数の減少に伴い複式学級が生じる小学校に教育環境づくりを研究するための教員を配置します。	教職員定数措置 (県費負担)
● 中学校免許外教科	教員数の減少に伴い免許外の教科を担当する	教職員定数措置

担任解消に係る教員配置	教員が生じる中学校に免許外教科担任を解消するための教員を配置します。	(県費負担)
-------------	------------------------------------	--------

## ウ 体育施設、社会教育施設等の利活用・機能向上

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ 地域スポーツ活動支援事業	住民の自主的・主体的な運営による総合型地域スポーツクラブの育成を推進する等、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。
○ 県立長野図書館事業	県内公立図書館の運営に関する相談対応や専門職員の人材育成を通じ、地域住民の学びを支える公立図書館の環境整備・充実を図るほか、図書館未設置町村に対しては、公民館図書室の運営支援及び図書館新設検討に対する助言を行います。

## エ 多様な学習機会の提供

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ 生涯学習推進センター事業	地域課題への対応や、持続可能な地域づくりを中核的に担う人材の養成を推進するため、各種講座・研修等を実施します。 公民館支援の専門アドバイザーが各市町村の公民館活動に関する支援・助言等を行います。
○ 公民館支援事業	公民館活動の組織と活動を支援し、活性化を図るため、公民館関係者を対象とした実践的な研修等を実施します。 地域づくりの取組につながる、公民館の先進的な学びの優良事例に対する顕彰や情報提供を行います。
○ 山村留学の推進(再掲 P4)	山村留学合同説明会の開催や移住関連イベント等の機会を捉えた情報発信等により、山村留学の取組を推進します。

## オ 地域とともにある学校づくり

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ コミュニティスクール促進事業	地域との連携・協働による学校づくりをすすめるため、学校運営参画、協働活動を一体的に取り組むコミュニティスクールの活動を促進します。

## カ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容

○ ウェルビーイング 実践校 TOCO-TON(ト コトン) 事業	すべての子どもが、「好き」や「楽しい」、「なぜ」をトコトン追求するために、自ら学び方等を選択でき、自己実現できる学校づくりに取り組む学校を実践校として指定し、実践校の取組を伴走支援する指導主事等を配置するとともに、市町村や実践校の教育活動の充実、先進地域への視察等の取組を支援します。
---	--

### 《関連目標》

指標名	現状	目標 (R12 年度)	備考
「学校に行くのが楽しい」と答える児童の割合 (小6) (全国学力・学習状況調査 文部科学省)	84.6% (R7 年 4 月)	84.5%以上	全国学力・学習状況調査における児童への質問に対する回答
「学校に行くのが楽しい」と答える生徒の割合 (中3) (全国学力・学習状況調査 文部科学省)	84.4% (R7 年 4 月)	82.8%以上	全国学力・学習状況調査における生徒への質問に対する回答
山村留学に取り組む団体数 (長野県調査) (再掲 P4)	17 団体 (R7 年 4 月)	28 団体 ※R10.4.1 時点	山村留学生を受け入れている団体の数 (翌年度 4 月時点)

## 9 集落の整備

### 《基本的な方針》

- 集落を安全安心に暮らせる地域として維持していくため、移住・定住の促進、空き家や遊休施設の利活用、集落機能の見直しや広域連携を促進するとともに、身近な生活サービスの場などを集約した小さな拠点と周辺集落とが一体となった持続可能な小規模な生活圏の形成についても検討します。  
なお、集落の状況に応じて、これらの取組や集落の統合・新行政区の設定などの集落整備を行うことが考えられますが、地域住民の意向や移住・定住者の動向等に配慮しながら取り組むことが必要です。
- 集落の維持・活性化に向けて、住民が集落の問題を自らの課題として捉え活動に取り組むことをはじめ、行政だけではなく地域住民を含む様々な人材や主体が連携し、自主的・主体的に集落の元気を生み出す取組を促進します。
- 将来にわたって持続可能な地域となるために、地域の課題や条件不利性を克服するだけでなく、地域に今ある資源を磨き上げ、魅力を最大限に活用し、複合的に価値を生み出していく取組を支援します。

## 《実施する事業》

### ア 持続可能な集落の整備

■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 小さな拠点の形成促進	小さな拠点の形成を促進するため、必要なノウハウや国の支援制度等を市町村へ周知します。	

### イ 集落を支える人材の確保や組織の形成、連携

□ 県が事業主体となつて行う事業		
事業名	事業内容	
○ 中間支援人材の活動促進（再掲 P4）	地域づくりに寄り添う人材の育成・活用により、住民主体の地域づくりを支援します。	
○ 地域おこし協力隊受入・活躍支援事業（再掲 P4）	地域おこし協力隊員の円滑な受入や活動の支援、任期終了後の定着を促進するため、必要な調査研究や情報発信を行うとともに、隊員向け研修や情報共有等の広域単位ネットワーク形成、市町村の受入支援を行います。	
○ 外部人材活用の促進（再掲 P4）	集落支援員をはじめ市町村における外部人材の活用を促進するため、情報提供や相談支援を行います。	
○ 地域づくりへの支援	活力あふれる元気な長野県づくりを進めるために、「地域発 元気づくり支援金」を通じて、市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある取組を支援します。	
○ 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（再掲 P6）	地域で支えあう村づくりを推進するため、複数の集落や自治会、社会福祉協議会等の関係者が連携し、農用地保全、地域資源活用、生活扶助に取り組む農村型地域運営組織の形成を推進し、伴走支援体制を構築します。	
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 地域運営組織の形成促進	地域運営組織の形成を促進するため、必要なノウハウや国・県の支援制度等を市町村へ周知します。	
● 地域づくりへの支援	活力あふれる元気な長野県づくりを進めるために、「地域発 元気づくり支援金」を通じて、市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある取組を支援します。	原則として、ソフト事業県 3/4 以内 ハード事業県 1/2 以内 (財政力指数が県平均以下の市町村は 2/3 以内)
● 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（再掲 P7）	地域で支えあう村づくりを推進するため、複数の集落や自治会、社会福祉協議会等の関係者が連携し、農用地保全や生活扶助等に取り組む農村型地域運営組織が実施する調査、計	国 定額

	画作成、実証事業の取組を支援します。	
--	--------------------	--

### 《関連目標》

指標名	現状	目標 (R12 年度)	備考
小さな拠点形成数 (小さな拠点の形成に関する実態調査 内閣府)	35 か所 (R6 年度)	56 か所	生活サービス・交流機能などを提供する小さな拠点の形成数
地域おこし協力隊員の定着率 (長野県調査) (再掲 P4)	81.9% (R6 年度)	87.1%	地域おこし協力隊員の任期終了後の定着率
地域運営組織数 (地域運営組織の形成及び持続的運営に関する調査 総務省)	188 団体 (R6 年度)	219 団体	地域住民が主体となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織の数

## 10 地域文化の振興等

### 《基本的な方針》

- 県民が生活の様々な場面で文化芸術に親しみ、心豊かに暮らすとともに、文化芸術の力が様々な分野に活用される取組を推進します。地域の人々が先人から受け継ぎ協力して守り育ててきた文化財を保護・継承するとともに、文化財を活用した個性的で魅力的な地域づくりを推進します。

### 《実施する事業》

#### ア 文化芸術の振興

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ 信州アーツカウンシル事業	県内の文化芸術活動の担い手への助成、相談・助言等によって文化芸術活動全般を寄り添い方で支援するとともに、地域や大学等と連携した事業を通じて、文化芸術活動の持続的な発展や、文化芸術の力を社会の様々な分野に広げる取組を推進します。
○ 文化芸術情報発信力強化事業	文化芸術情報の一元的な把握・発信を通じて国内外との活発な交流を喚起することにより、若い世代をはじめとする国内外の多くの者を長野県に引きつけるとともに、県内の文化芸術の振興を図ります。

## イ 文化財の保護・継承と活用

□ 県が事業主体となつて行う事業		
事業名	事業内容	
○ 文化財修理及び防災事業	国・県が指定した文化財の修理、情報発信・活用、調査事業等を支援します。	
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 文化財修理及び防災事業	国・県が指定した文化財の修理、情報発信・活用、調査事業等を支援します。	(国指定) 国 1/2～8.5/10 県 国庫補助残額の1/2 以内 (県指定) 県 事業費の2/3 以内

### 《関連目標》

指標名	現状	目標 (R12年度)	備考
文化芸術活動に参加した人の割合 (長野県調査)	49.3% (R6年度)	80.0%	県民が文化芸術活動に参加した人の割合
文化財指定等件数 (長野県調査)	873件 (R6年度)	920件	国・県が指定した文化財の件数

## 11 再生可能エネルギーの利用の推進

### 《基本的な方針》

- 過疎地域等が有する資源の積極的な活用により、エネルギーコストの削減や災害時のレジリエンスの向上、地域内経済循環等、地域に裨益する地域主導型の再生可能エネルギーの普及を推進し、再生可能エネルギーで暮らしが営まれる持続可能な脱炭素（ゼロカーボン）地域の実現を目指します。

### 《実施する事業》

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ 再生可能エネルギー普及総合支援事業	県内全体再生可能エネルギー生産量の増加を図るため、市町村及び民間事業者が地域主導により行う再生可能エネルギーを活用する事業に対して助成します。
○ 信州の屋根ソーラー普及事業	県内住宅のエネルギー自立化を促進するため、住宅屋根での太陽光ポテンシャルの見える化をするとともに、地域の太陽光発電事業者と連携した補助制度により蓄電池設備設置に対する費用の一部を助成します。

■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 木材産業成長産業化促進対策事業 (再掲 P9)	市町村等公共施設等へのペレット・薪等の木質バイオマス利用施設の導入や、木質バイオマスの供給施設の整備に対して支援します。	国 1/2 以内等

### 《関連目標》

指標名	現状	目標 (R12 年度)	備考
再生可能エネルギー生産量	3.1 万 TJ (R5 年度)	4.1 万 TJ	県内で生み出したと推計される再生可能エネルギー生産量

## 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### 《基本的な方針》

- 地域住民や地域コミュニティ活動に取り組む団体をはじめとした多様な担い手と行政との協働を通じ、学びと自治の力による地域の新たな魅力・価値の創造や、県・市町村間、市町村間の連携の推進等により、過疎地域等の持続的発展を目指します。

### 《実施する事業》

#### ア 地域コミュニティの活性化

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ 中間支援人材の活動促進 (再掲 P4)	地域づくりに寄り添う人材の育成・活用により、住民主体の地域づくりを支援します。
○ 地域おこし協力隊受入・活躍支援事業 (再掲 P4)	地域おこし協力隊員の円滑な受入や活動の支援、任期終了後の定着を促進するため、必要な調査研究や情報発信を行うとともに、隊員向け研修や情報共有等の広域単位ネットワーク形成、市町村の受入支援を行います。
○ 外部人材活用の促進 (再掲 P4)	集落支援員をはじめ市町村における外部人材の活用を促進するため、情報提供や相談支援を行います。
○ 地域づくりネットワークの支援	多様な主体の協働による活力あふれる地域づくりの推進のために、住民主体による地域づくりやコミュニティの活性化に向けた取組事例を学ぶ研修事業の実施や、地域づくり団体への情報提供と交流機会を設けることなどにより、地域づくり団体が活動しやすい環境を整え、新たなネットワークづくりを支援します。

○ 地域づくりへの支援（再掲 P30）	活力あふれる元気な長野県づくりを進めるために、「地域発 元気づくり支援金」を通じて、市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある取組を支援します。
○ 中山間地農業ルネッサンス推進事業（再掲 P6）	中山間地域農業の振興を図るため、農村集落の特色を活かした創意工夫あふれる取組の紹介や営農指導、地域をけん引していく担い手の確保・育成・定着への支援に加え、営農・販売戦略の策定など地域の所得向上にむけた体制整備を支援します。
○ 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（再掲 P6）	地域で支えあう村づくりを推進するため、複数の集落や自治会、社会福祉協議会等の関係者が連携し、農用地保全、地域資源活用、生活扶助に取り組む農村型地域運営組織の形成を推進し、伴走支援体制を構築します。
○ 野生鳥獣被害総合対策事業（再掲 P7）	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、地域が主体となり実施する侵入防止柵の整備等を支援するとともに、野生鳥獣被害対策チーム等により、各地域の実情に合わせた被害対策に必要な支援・助言を行います。

■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助

事業名	事業内容	備考
● 地域運営組織の形成促進（再掲 P30）	地域運営組織の形成を促進するため、必要なノウハウや国・県の支援制度等を市町村へ周知します。	
● 地域づくりへの支援（再掲 P30）	活力あふれる元気な長野県づくりを進めるために、「地域発 元気づくり支援金」を通じて、市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある取組を支援します。	原則として、ソフト事業県 3/4 以内 ハード事業県 1/2 以内 (財政力指数が県平均以下の市町村は 2/3 以内)
● 中山間地農業ルネッサンス推進事業（再掲 P7）	中山間地域農業の振興を図るため、将来ビジョンに基づく農村集落の特色を活かした創意工夫あふれる取組や営農・販売戦略の策定など地域の所得向上にむけた取組を支援します。	国 定額
● 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（再掲 P7）	地域で支えあう村づくりを推進するため、複数の集落や自治会、社会福祉協議会等の関係者が連携し、農用地保全や生活扶助等に取り組む農村型地域運営組織が実施する調査、計画作成、実証事業の取組を支援します。	国 定額

● 鳥獣被害防止総合 対策交付金 (再掲 P8)	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止 計画に沿った鳥獣被害防止柵の設置や捕獲の 取組を支援します。	ソフト事業 国 定額 ハード事業 国 1/2 以内 条件不利地域 55/100 以内
--------------------------------	---	--

## イ NPO活動等の促進

□ 県が事業主体となつて行う事業	
事業名	事業内容
○ NPO活動の環境 整備	NPO法人の活動基盤の充実等のため、法人の設立や運営、資金調達 などに関するセミナーを開催します。また、「長野県みらいベース」を 活用した寄附募集推進による資金面での支援やプロボノマッチングサ イト「GRANT」の活用推進による人材面での支援を行います。
○ 協働の機会創出、 共創の拡大	NPOを含む多様な主体（県民や企業、団体など）と連携・協働した 課題解決を一層進めるため、常設的な「共創による提案制度」の設置 や外部の専門家による伴走型コーディネート、多様な主体との関係性 の強化に向けた「共創セッション」の実施など、様々なコーディネ ートや仕組みの構築を行います。

## ウ 自治体間連携の促進

■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考
● 市町村の広域連携 推進事業交付金	市町村の広域連携による持続的・効果的な行 政サービスの提供に資するため、国の支援制 度が適用されない地域において、市町村が連 携して実施する事業に対して助成します。	県 1/2 以内

### 《関連目標》

指標名	現状	目標 (R12 年度)	備考
地域おこし協力隊員の 定着率 (長野県調査) (再掲 P4)	81.9% (R6 年度)	87.1%	地域おこし協力隊員の任期終 了後の定着率

地域運営組織数 （地域運営組織の形成 及び持続的運営に関する調査 総務省）（再 掲 P30）	188 団体 （R6 年度）	219 団体	地域住民が主体となって、地 域課題の解決に向けた取組を 持続的に行う組織の数
圏域全体の活性化に取 り組む圏域数 （長野県調査）	8 圏域 （R6 年度）	9 圏域	過疎地域を含む複数の市町村 が連携し形成する定住自立 圏・連携中枢都市圏等の圏域 数

(別表)

該当路線名一覧

区 分		路 線 名
国 道 (県管理分)		141号、142号、143号、148号、152号、158号、256号、292号、299号、361号、403号、405号、406号、418号
県 道	主 要 地方道	飯田富山佐久間線、川上佐久線、中津川田立線、中津川南木曾線、設楽根羽線、丸子信州新線、伊那生田飯田線、開田三岳福島線、松川大鹿線、奈川木祖線、長野大町線、信濃信州新線、奈川野麦高根線、諏訪白樺湖小諸線、阿南根羽線、大町麻績インター千曲線、長野荒瀬原線、松本和田線、長野戸隠線、下条米川飯田線、戸隠篠ノ井線、飯山妙高高原線
	一 般 県 道	牛鹿望月線、美ヶ原和田線、北林飯島線、栗野門島(停)線、上生坂信濃松川(停)線、下生野明科線、河鹿沢西条(停)線、矢室明科線、奉納中土(停)線、牟礼永江線、野村上牟礼(停)線、川口田野口篠ノ井線、小川長野線、栃原北郷信濃線、長瀬横倉(停)線、箕作飯山線、曾根藤ノ木線、大河内中川原線、七曲西原線、古屋敷境ノ沢線、美ヶ原公園西内線、信州新中条線、信濃斑尾高原線、三水中野線、上松南木曾線